

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 53

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43851

山岸總理訪米資料 (昭三五)

昭和25年1月訪米資料

参考資料

対沖縄協力の現状

1. 経済技術協力

米側の同意を得て昭和34年度より、本土より経済技術専門家の沖縄派遣(20名)と沖縄の技術者の本土における訓練受入れ(60名)とを開始、昭和35年度以降もこれを拡大継続すべく目下米側と折衝中である。

米側よりは、新年度において(1)指導農場の設置(2)医者歯料医の長期派遣(3)癩患者の本土療養所への収容等の計画を盛り込むよう提案が出されている。

2. 西表島の総合開発

米側による同島の総合資源調査計画に関し昨年末ブース高等弁務官より、日本側が自己の負担で同調査の農業部門を担当しては如何との提案があり、日本側はこれを受諾、調査の範囲、調査の期間、調査団の構成、米側の便宜供与等に関し、双方の原則的意見一致、

2月より実施の予定で目下準備中である。沖縄現地ではこれを日米共同による同島の経済開発のテストケースとしてこれを「西表方式」と称し歓迎している。

3. 教育指導委員の派遣

米側の同意を得て文部省より教育指導委員(指導主事)24名を昭和34年度中に沖縄に派遣し、現地教員の指導に相当効果を挙げているが、昭和35年度の本計画の継続に対しては米側は拒否的意向を示しているため目下米大使館を通じ折衝中である。

4. 戸籍及び法制面の協力

沖縄戸籍の整備のため、昭和34年度は法務省より係官2名宛2回に亘り現地実務指導に派遣する外、新刑法問題の発生に際しては特に法務省主務官2名を沖縄に派遣し、日米間の意思疎通と、事態改善に当らしめたが、昭和35年度以降においてもかかる協力措置の継続が必要とされる。

5. 台風害防止のための協力

本年度中に日本と琉球との協力により南大東島に気象観測所を設置することにつき、日米間に原則的な意見の一致をみ、目下双方の側で所要の手続きを進めている。